



立ちどまらない保険。

MS&AD あいおいニッセイ同和損保

タフビズ賠償総合保険・タフビズ建設業総合保険

令和元年10月以降始期契約用

# 重要事項のご説明

## 1 はじめに

■この書面は、タフビズ賠償総合保険(注1)・タフビズ建設業総合保険(注2)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。

■お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。

■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款、企業包括特別約款、特約(以下、「普通保険約款・特約」といいます)に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

■普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または当社までお申出ください。

■保険契約者と被保険者が異なる場合(被保険者が複数にわたる団体契約を含みます)は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

■この書面は、ご契約後も保管ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(注1)「タフビズ賠償総合保険」は、企業包括特別約款・企業総合賠償特約セット賠償責任保険のペットネームです。

(注2)「タフビズ建設業総合保険」は、企業包括特別約款・企業総合賠償特約(建設業用)セット賠償責任保険のペットネームです。

## 2 マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## 3 商品のご案内

■この書面の対象となる商品は以下のとおりです。

- ・タフビズ賠償総合保険
- ・タフビズ建設業総合保険

## 4 この書面の構成

I 契約締結前におけるご確認事項 …P2～4

1. 商品の仕組み
2. 引受条件等
3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等
4. 満期返れい金・契約者配当金

II 契約締結時におけるご注意事項 …P4

1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)
2. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

III 契約締結後におけるご注意事項 …P4

1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)
2. 解約と解約返れい金
3. 無効、失効、取消について
4. 保険証券の確認・保管
5. 保険契約に関する調査

その他ご留意いただきたいこと …P5

## 5 本紙で用いる用語のご説明

被保険者	保険契約により補償を受ける方をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
支払限度額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、被保険者の自己負担となる金額をいいます。

## 6 お問い合わせ窓口

### 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-721-101 (無料)

●受付時間 平日9:00～17:00

●土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

### 事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

●受付時間 24時間365日

●おかけ間違いにご注意ください。

●IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

### 指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] 0570-022-808

●受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

●携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

●おかけ間違いにご注意ください。

●詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>)。

# I 契約締結前におけるご確認事項

## 1. 商品の仕組み

### 契約概要

賠償責任保険普通保険約款 + 企業包括特別約款 + 各種特約(注)

(注)セットできる主な特約については「2.(2)セットできる主な特約」をご参照ください。

この保険は、補償範囲の異なる2つのプラン「ワイドプラン」、「ベーシックプラン」の中から、いずれかのプランをご選択のうえご契約していただけます。各プランでお支払いする主な保険金の種類は、「2.(1)補償内容②保険金をお支払いする主な場合および④お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

## 2. 引受条件等

### (1)補償内容

#### ①被保険者 **契約概要**

補償の内容によって、被保険者が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

#### ②保険金をお支払いする主な場合 **契約概要**

他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

#### ③保険金をお支払いしない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任 等

※上記は普通保険約款において定めたものであり、これ以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

#### ④お支払いの対象となる損害 **契約概要** **注意喚起情報**

損害の種類	内容
ア. 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
イ. 損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のための必要または有益であった費用
ウ. 権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
エ. 緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
オ. 協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
カ. 争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別に規定がある場合を除き、上記ア.からエ.までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記オ.およびカ.の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。

ただし、カ.についてはア.の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{カ.争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{ア.損害賠償金の額}}$$

なお、イ.損害防止費用およびエ.緊急措置費用を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問合せください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

## (2) セットできる主な特約 契約概要

セットできる主な特約は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

特約の名称	特約の概要
使用者賠償責任補償特約	記名被保険者の使用者が業務上災害または通勤中の災害により身体の障害を被り、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。
雇用慣行賠償責任補償特約	日本国内において被保険者が役員または従業員等(注)に対して行った以下の不当行為に起因して、従業員等より保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ①差別的行為 ②ハラスメント ③不当解雇等 ④人格権侵害 ⑤不当評価等 ⑥説明義務違反 ⑦報復的行為 ⑧上記①から⑦までの行為を防止するために必要な措置を講じる義務に違反する行為 (注)既に退職した者を含みます。ただし、初年度契約の保険期間の始期日より後に従業員等であった者に限ります。

## (3) 複数のご契約があるお客さまへ 注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## (4) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

### ① 保険期間

保険期間は1年間です。

### ② 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。

### ③ 補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

## (5) 支払限度額等 契約概要 注意喚起情報

支払限度額の詳細は「2. (1)④お支払いの対象となる損害」をご参照ください。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## 3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料(注)は、支払限度額(保険金額)、保険料算出の基礎数値(売上高等)等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

### (2) 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください(注2)。

○：選択できます    ×：選択できません

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

### (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます(注1)。払込期日の翌月末日(注2)までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また原則として、ご契約を解除します。



- (注1) 払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。
- (注2) 口座振替で払い込むご契約の保険料の払込みがなかったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り、払込期日の翌々月末日となります。

初回保険料の払込前に保険金をお支払いする事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

#### 4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II 契約締結時におけるご注意事項

### 1. 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- (3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- (注) 当社にこの保険契約の申し込みをするために提出する書類をいい、申し込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

### 2. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

この保険は、ご契約のお申込み後、お申込み撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

## III 契約締結後におけるご注意事項

### 1. 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

- (1) ご契約後、次の事項が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

#### 通知事項

- ① 保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ② 上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨の定められている事実が発生する場合

- (2) 次の事項が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 事業を廃止または譲渡した場合
- ② 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また、ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が保険証券記載の最低保険料未満のときは、その差額を請求することがあります。なお、返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

### 3. 無効、失効、取消について

注意喚起情報

- 下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。
- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
  - ② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
  - ③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

### 4. 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

### 5. 保険契約に関する調査

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

## その他ご留意いただきたいこと

### 1. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

### 2. 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

### 3. 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

### 4. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険

会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

### 5. 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④上記のほか、①～③と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

### 6. 継続契約について

当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

### 7. 事故が起こった場合

#### (1) 事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。



## (2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## (3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<b>(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報に関する同意を含みます）</b>	
<b>(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書</b>	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
<b>(3) 保険金請求権をもつことの確認資料</b>	
<b>書類の例</b>	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など
<b>(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類</b>	
①損害賠償事故の発生を証明する書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類</li> <li>被保険者名簿（従業員名簿等） ・ 労働者派遣契約書</li> <li>元請下請の関係を示す書類 ・ 工事契約書、請負書</li> <li>リース・レンタル等の契約書 ・ 受託した物であることの確認資料</li> <li>販売先、レンタル先等を示す台帳等</li> <li>事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真</li> <li>法令等で記録・保管等が義務付けられている帳簿等の書類 など</li> </ul>
②損害賠償の額を証明する書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>示談書またはこれに代わる書類</li> <li>修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書</li> <li>購入時の領収書・保証書・仕様書 ・ 凶面（配置図、建物凶面）・仕入売上伝票</li> <li>当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書、死体検案書 ・ 法定外補償規定</li> <li>葬儀費明細書、領収書 ・ 交通費・諸費用の明細書 ・ その他の支出した費用の額を示す書類</li> <li>休業損害確認資料（休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書）</li> <li>受領している年金額を示す資料 ・ 政府労災からの支給額を示す資料 など</li> </ul>
③その他の書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転資格を証明する書類（免許証など） ・ 自賠責証明書および任意自動車保険の証券</li> <li>権利移転書</li> <li>先取特権に関わる書類（被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類）</li> <li>調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など</li> </ul>

## (5) 工事目的物、工事に用いた設備、什器・備品、資材等の損害に関する保険金請求に必要な書類

①事故の発生を証明する書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類</li> <li>事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など</li> </ul>
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書、自社工事明細書、新調運価額見積書</li> <li>凶面（配置図、建物凶面）、修理工程表、作業日報</li> <li>請負工事契約書・内訳書、工事見積金額の内訳書、工事工程表</li> <li>損害防止に支出した費用を示す書類</li> <li>支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） など</li> </ul>
③その他の書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利移転書</li> <li>調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など</li> </ul>
<b>(6) その他費用に関する保険金請求に必要な書類</b>	
①事故の発生を証明する書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類</li> <li>事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など</li> </ul>
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書</li> <li>交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書</li> <li>損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類</li> <li>製造原価・仕入原価等を確認する書類（製造原価報告書、仕入伝票）</li> <li>財務諸表などの決算書類や、売上高（生産高）に関する書類 ・ 月次試算表</li> <li>支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） ・ 復旧通知書、復旧工程表 など</li> </ul>
③その他の書類	
<b>書類の例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など</li> </ul>

## (4) 保険金のお支払時期

当社はお客様より保険金請求書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## (5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## (6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金に関わる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

## 8. 保険料算出の基礎および注意事項について

この保険は、売上高(生産高)、完成工事高等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した保険料によりご契約いただきます。この場合の保険料算出の基礎数値は、ご契約時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の数値を用います(注)。

(注)新規事業者等で最近の会計年度(1年間)の数値が把握できない場合は、事業計画書の見込数値を用います。

※この保険は、暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了後に算出される確定保険料との差額を精算いただく契約方式(確定精算方式)のお取扱いはできません。

### (1) 保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎」欄には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎」欄には合計の数値をご申告(記入)ください。

### (2) 注意事項

①保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

②お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除される、または保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

③ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## 9. 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ① 集団に勤務する方(役員・従業員等)    ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方(役員・従業員等)    ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方(役員・従業員等) (2) 集団自身
被保険者	保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)

なお、保険期間の途中で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。